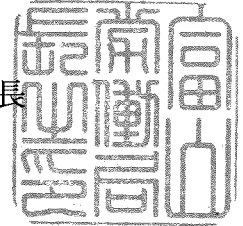




富労発基 1107 第 2 号
令和元年 11 月 7 日

各労働災害防止団体の長 殿

富山労働局長



冬季無災害運動の実施について

晩秋の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働行政の推進につきまして御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県においては、冬季（12 月から翌年 2 月までの 3 か月間をいう。以下同じ。）に降積雪や凍結に起因する労働災害が多く発生しているところですが、平成 30 年 12 月から平成 31 年 2 月までの休業 4 日以上死傷者数につきましては、対前年比で 142 人、33.9%減の 278 人となったものの、これらのうち、約 32%を転倒災害が占めている状況となっております。

これらのことから、富山労働局においては、「冬季無災害運動実施要領」（以下「実施要領」という。）を別添のとおり策定し、その期間中の労働災害防止対策の周知徹底を図ることとしました。

つきましては、これから冬季を迎え、降積雪や凍結に起因する労働災害の増加が懸念されるところですが、貴団体におかれましては、「実施要領」に留意の上、冬季の労働災害防止対策の徹底につきまして傘下会員に周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。